

# 西宮市子ども・子育て会議

平成25年度 第2回

基準等検討ワーキンググループ

## 会 議 録

日 時：平成26年1月29日(水)

場 所：市役所東館8階 大ホール

〔午後7時 開会〕

事務局 定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第2回基準等検討WGを開会します。

本日は、お寒い中、また遅い時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。2時間の予定ですので、よろしく願いいたします。

本日は、皆さんご出席いただいていますので、欠席の方はおられません。

まず、資料の確認をさせていただきます。

3点の資料を事前にお送りしました。1つ目は、「次第」等3枚をホッチキスでとめたものです。2つ目は、「第2回基準等検討ワーキンググループ資料集」として、資料1～5をまとめたものです。3つ目は、「第2回基準等検討ワーキンググループ参考資料集」です。

また、本日、追加資料として、A4一枚物の資料を机の上に置いてあります。これは、第1回基準等検討WGの資料集に入っていたものですが、本日議論いただく部分で、「従うべき基準」や「参酌すべき基準」という言葉が頻繁に出てきますので、この部分を抜粋しています。

資料はすべておそろいでしょうか。

〔発言者なし〕

事務局 これより議事に移ります。

これからの進行については、前田（正）座長をお願いいたします。

座長 皆様、こんばんは。

本日は、お忙しい時間にありがとうございます。

前回の第1回WGでは、事務局からいろいろとご説明いただきましたが、まだ国では議論の段階で、何も決まっていない状態でした。昨年末からこの1月にかけて、さまざまなきことが決まってきましたので、本日、皆様と協議していきたいと思います。

最初に、このWGは非公開ですが、子ども・子育て会議の委員の方は担当WG以外のWGの協議を傍聴できることになっています。本日は、久城委員から傍聴希望が出ていますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは、入室してもらってください。

今後、傍聴を希望される委員の方が来られましたら、随時許可することにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは、限られた時間ですので、早速、次第に沿って議事を進めていきたいと思ひます。

今月15日、国の子ども・子育て会議において、公定価格と利用者負担というお金に関すること以外の基準については、ほぼ審議が終了しました。本日は、各基準のうち4項目について協議したいと思います。

それぞれの協議時間の目安としては、まず、「今後の進行(ロードマップ)」と「本日

の協議事項」などについて、事務局から5分程度説明していただきます。次に、議事に入りまして、「支給認定基準(保育の必要性の認定)」について20分程度、「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」について20分程度、「地域型保育事業」のうち「小規模保育事業の認可基準」について30分程度、「幼保連携型認定こども園の認可基準」について30分程度、それぞれ事務局からの説明と協議を予定しています。会議時間は2時間ですので、よろしくお願いいたします。

なお、「支給認定基準」、「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」、「小規模保育事業の認可基準」については、今回で協議を終了させ、2月17日に開催を予定している第3回西宮市子ども・子育て会議に報告したいと考えています。限られた時間ですが、皆様方のご意見、ご協議をよろしくお願いいたします。

まず、「ロードマップ」等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集1ページをご覧ください。

まず、「ロードマップ」の図は、前回のWGの資料と同じ内容です。上の(1)には、子ども・子育て会議のロードマップのうち各WGで取り扱う項目のみを記載しています。また、下の(2)には、この基準等検討WGのロードマップを並行して記載しています。

WGの日程については、前回の資料と同様、今年の4月、5月に第3回、第4回を開催する予定です。基準に関する条例を議会に提案する時期との関係で、本日取り上げていない基準を含めて、すべての基準について第3回WGで協議を終了する予定となっています。第4回では、利用者負担と公定価格について協議いただく予定をしています。

なお、国の基準部会においては、今月から公定価格の議論が本格的に開始されて、遅くとも6月までには骨格と仮単価が示される予定と聞いています。したがって、第4回については、今のところは5月を予定していますが、場合によっては6月以降に変更するかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

4月以降の日程については、まだ調整させていただいていませんが、近日中に、本体会議を含めて、来年度の4月から9月ぐらいまでの日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、2ページをご覧ください。前回の協議等まとめです。

前回は、(1)~(7)の7項目について、事務局から説明し、委員の皆様からご質問をいただきました。

ご質問の中で、「地域型保育事業」のうち「事業所内保育事業」について、現状を把握できる資料の要望がありました。該当する資料を別冊の参考資料集1・2ページに「1.事業所内保育施設の現状」としてつけています。前回は箇所数だけを申し上げましたが、従事者数など詳細に記載しています。

また、西宮市において平成26年度から実施予定の「西宮市版小規模保育事業」についての資料の要望もありました。この点については、本日の議事(3)で取り上げますので、後ほどご説明します。

さらに、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」の事業内容についての資料の要望がありました。「放課後児童健全育成事業」については、本日の議事(2)で取り上げますので、後ほどご説明します。また、「放課後子ども教室」については、W

Gとは直接関連しませんので、参考資料集5ページに、「2.放課後子ども教室(平成24年度事業実績)」として、西宮市の放課後子ども教室の現状の資料をつけています。

そのほか、質問のありました「放課後児童健全育成事業として行わない学童保育」についても、議事(2)でご説明します。

また、利用者負担における保育所の保育料について、推定年収を記載した資料の要望がありました。該当する資料を、参考資料集6ページ以降につけていますので、後ほどご参照をお願いします。

資料集に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。本日のWGでご協議いただく事項を記載しています。

「(1)支給認定基準」については、保育の必要性の認定における「事由」、「区分」及び「優先利用」についてご協議いただく予定です。この点については、本日協議を終了させ、その内容を来月17日の第3回子ども・子育て会議に報告していただきたいと考えています。

「(2)放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」については、厚生労働省の専門委員会で議論されて取りまとめられた報告書の内容をもとにご協議いただきます。この点も、本日協議を終了させ、その内容を子ども・子育て会議に報告していただきたいと考えています。

「(3)小規模保育事業の認可基準」については、平成26年度から西宮市で実施予定の「西宮市版小規模保育事業」の内容をもとにご協議いただき、本日で協議を終了させ、その内容を子ども・子育て会議に報告していただきたいと考えています。

「(4)幼保連携型認定こども園の認可基準」については、国が検討している対応案をもとに、主に上乘せの必要性についてご協議していただきたいと考えています。なお、先週、国において自治体向けの説明会が行われ、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区別については、国が今後各基準を政省令で定めるにあたってパブリックコメントを行う予定なので、その際には明らかになる」という旨の説明がありましたので、ここで報告しておきます。

最後に、(5)には、本日の議事に関する用語の説明を記載しています。「条例」、「規則」、「要綱」という言葉が頻繁に出てきますので、その意味について改めてここに記載しています。

まず、アの「条例」は、地方公共団体が、その行う事務について、その自治権に基づき、法律の範囲内で議会の議決を経て制定するものです。

イの「規則」は、市長などの執行機関などが独自に制定するもので、市長が定める規則、教育委員会が定める規則、選挙管理委員会が定める規則などがあります。多くの規則については、条例の委任、または実施のための細目に関する事項を内容としています。これは、議会の議決は必要としません。

最後に、ウの「要綱」は、法令に基づく制度に関して、より細かな運用面について規定するもので、行政実務上の処理方法、行政指導の指針、補助金等の交付など、行政内部の一般的な準則を定めています。これは、条例、規則と異なり、市民に対して直接的な効果を及ぼすものではありません。

説明は、以上です。

座長 確認したいのですが、新制度は来年4月からスタートするので、市は事前に、親御さんのご要望をお聞きして、子どもたちの保育の必要性を認定しなければいけない。そのためには、6月の市議会に基本的な条例を出さなければいけない。6月に条例を出すということは、6月議会に提案するという事です。そうやって逆算すると、来年度の初め、4月の段階では市の方針を決めなければいけないので、本日のWGで大体決めて、2月の子ども・子育て会議にかけてご了承いただかないと間に合わないということですか。

事務局 そのとおりです。6月議会で決めるためには、市役所の手続上、内部の手続がありますので、その前に意思決定をしなければいけません。もちろん、本日ご協議いただく以外にも協議事項が残っていますので、それは後日のWGで協議いただいて、その後の子ども・子育て会議で決定していただくこととなります。ですから、その部分については、WG等でご協議いただくのと同時並行で市の手続も進めていかないと、間に合わないこととなります。本日議事に上げている事項については、皆様のご意見をいただいて、2月の子ども・子育て会議で報告してご了承をいただくことが必要となります。

座長 驚かれるかもしれませんが、国がものすごく遅れているのです。私たちが協議しなければいけないものの半分がやっと決まったぐらいで、多分もめるであろうお金・予算のことはこれからですので、大きな制度を動かすのにこれだけ準備が遅れて、地方自治体は1年もたたないうちにすべての準備をしなければいけないというのは、異例といえは異例です。

異例のことにはなっていますが、本日も皆様のご意見をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員 前回休みましたので、質問します。

前回の議事録はすべて見たのですが、委員さんから、この会議が情報の共有・説明の場所なのか、協議をしっかりと決定する場所なのかという質問がありました。本日は、これだけ膨大な量を協議して決定すると考えていいのですか。

座長 国でも協議して、1つずつ決めていっている最中です。ですから、前回のWGの時点では、国からたたき台は出されていましたが、実際にそれに決まるかどうか全然わからない状態でしたので、私たちは、どこまで議論が進んでいるかについて共有したのです。

そして、年末から1月15日にかけて、国ではバタバタと会議を開いて、全部決まったわけではありませんが、決めなければいけないうちの何項目かは決まったので、それを受けて、西宮市では、その国のルールに合わせるのか、現行どおりにするのかを本日協議して決めなければいけないわけです。そうしないと、2月の子ども・子育て会議にかけることはできませんし、2月の会議にかけないと、市内部で決定して手続を進めて、6月議会に条例を上げることができなくなってしまいます。普通の人ならあれっと思うようなスケジュールです。

事務局 「決定」という言葉を正確に申し上げますと、このWGでご協議いただいて、子ども・子育て会議に報告して、そこで決定をしていただくという形となります。

座長 私の言葉足らずでした。WGとしての案を決めて、子ども・子育て会議に報告して、そこで正式な決定となります。

委員 ですから、本日は、意見を言うだけではなく、私たちは「これで上げます」という同意をしなければいけないという意味ですね。

座長 はい。

委員 ひょっとしたら、途中で1回くらいWGをやらなければいけないこともあり得ることを、皆さんにお諮りしておいたほうがいいのではないのでしょうか。「あり得る」ですから、できるだけ予定どおりに進めていただければと思います。

座長 国のほうでは、6月初めまでには公定価格や利用者負担など予算の関係を決めると言っていますが、それまでに国でも相当右往左往するのではないかと思いますので、皆さんにはご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 国が決定したものの中には、変えられるものと変えられないものが当然ありますね。いくら「制度がおかしい」と言っても、変えられない部分もありますから、そのあたりを明確に分けて進めていかないと、前に行かないような気がします。

事務局 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」という形で、変えられないものと変えられるものに分けているのですが、それすらも明らかになっていないところもあります。明らかになっているものは明示していますし、類推されるものも「類推される」という形で表示していますので、よろしくお願いいたします。

座長 ほかにご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

座長 それでは、「議事(1)支給認定基準(保育の必要性の認定)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集4ページをご覧ください。

まず、保育の必要性の認定における「事由」について、国の議論では、保護者本人の事由により判断することを基本として、同居親族などの支援を受けられる保護者については調整指数における減点など、市町村の判断に基づいて優先度上の取扱いを考慮できることが示されています。その上で、表の右側の案を示しています。

国の案では、9項目の具体的な基準が挙げられています。～までありますが、までが具体的な項目です。現在の西宮市においては、国の案で挙げられている「虐待やDVのおそれがあること」以外は、すべて「保育が必要な事由」として取り扱っていますので、おおむね現状の西宮市と一致しています。

「虐待やDVのおそれがあること」については、西宮市においては、「虐待やDVのおそれ」のみでは事由に該当せず、表に左に挙げられている「就労」などの事由に該当した上で「虐待やDVのおそれ」があれば、ポイントを大幅に加算する運用を行っています。

また、国の「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること」の取扱いについては、国の案では「小学校入学を控えるなど」という言葉が加えられています。西宮市においては、児童の年齢に関係なく、継続利用を認めていまして、おおむね緩やかな運用となっています。

この「事由」については、国が挙げている事由以外の事由が考えられるか、また、の育児休業取得時の緩やかな運用を新制度においても継続するかなどをご協議いただきたいと考えています。

次に、5ページをご覧ください。

「区分」については、国から「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分とすることが示されています。「保育標準時間利用」については、利用可能な時間帯を、1日当たり開所時間を11時間とし、年間開所日数を約300日とすることが基本となります。また、「保育短時間利用」については、1日当たり8時間までの利用が基本となります。

国の想定しているイメージを、中段の図でお示ししています。

「区分」については、特に「保育短時間の下限」についてご協議いただきたいと思えます。「保育短時間の下限」は、保育の必要性の認定を受けられるかどうかのボーダーラインとなります。国の案では、保育短時間の下限を「1カ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めることを基本とする」とされています。現行における西宮市の基準は、「一日4時間以上かつ週4日以上勤務」か「週19時間以上の勤務」を下限に設定しています。現在の基準を月ベースに直しますと、少なくともおおむね月64時間となります。

この「区分」については、まず、「現行の西宮市の基準を維持して月64時間とするか」についてご協議いただいた上で、「月64時間を維持するとした場合、1週間の勤務日数として週3日や4日といった要件を加えるか」についてご協議いただければと思えます。

なお、1週間の勤務日数を要件とせずに月64時間と設定した場合、1日8時間勤務で週2日間従事した場合でも、保育の認定が受けられることとなります。現在の月64時間という基準下においても入所いただけない児童が生じている現状を考慮に入れていただいた上でのご意見をいただければと思えます。

最後に、6ページをご覧ください。

「優先利用」については、国の案では8項目の具体的な事由が挙げられています。挙げられている対象や運用面を含め、「市町村においてそれぞれ検討すること」とされています。現行の西宮市の基準としては、国が挙げている対象のうち、「生活保護世帯」、「生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合」以外の項目については、優先利用とする運用を行っています。また、そのほかに、「待機期間」、「単身赴任」、「認可外保育施設を利用している場合」なども優先利用の対象としています。

参考までに、現在のポイント表を7、8ページにつけています。

ここでは、「国の案で挙げられている8項目のうち特に優先度の高いものはどの項目か」、「そのほかに考えられる優先利用の対象とする項目があるのか」についてご協議いただければと思っています。

説明は、以上です。

座長 ただいま事務局から支給認定基準における保育の必要性の認定について説明がありました。保育を利用するための「事由」、先般も議論しました長時間利用と短時間利用の「区分」、そのうちでも就労して保育所を利用することができる労働時間の

最低限、そして、同じように保育所を利用したい方がおられる場合にどのように優先するかという「優先利用」を考えていかなければならないということです。

いろいろと論点がありますが、まず、「事由」についてご意見をいただきたいと思えます。

まず、私から確認させていただきます。

国の案では、今まで「保育に欠ける」としてきた項目を、より具体的に「虐待・DV」や「育児休業取得時」など10項目に増やしていますが、国の「必要性の事由」をそのまま取り入れる場合は、西宮市の保育の実施に関する条例第2条第7号の「市長が認める前各号に類する状態にあること」の部分が国の～に書きかえられることになるのですか。

事務局 イメージとしては、西宮市の条例の第6号の次に国の、を挿入して、最後に第7号の「市長が認める」の部分をつけるというイメージを持っています。

座長 何かご質問はありませんか。

委員 この表を見ると、市条例第7号の「市長が認める前各号に類する状態にあること」に対応するような形で、同じ行に国の「求職活動」「就学」以下が書かれているのは、実際に加味されていることを意味しているのでしょうか。

事務局 現在、西宮市でも、「求職活動」や「就学」も事由に入っています。これが、国から具体的な項目として出てきましたので、それを連ねていくこととなります。

委員 わかりました。

委員 国が保育を必要とする人たちを救おうと考えで事由を広げていることはいいと思います。さらに西宮市では、現状でも国の「育児休業取得時～」を緩やかに適用していると説明がありましたが、それは維持していただいたほうがいいと思います。特に少子化対策との関係で、育児負担を軽減していくためには必要なことですから、「緩やかな適用」という現行を維持してほしいというのが私の思いです。

委員 先ほどの説明で、国の「虐待やDVのおそれがあること」は、既に入っているとされました。現在、虐待やDVによって保育所や育成に入っている方がたくさんおられますが、「既に含まれているから明記しなくてもいい」ということですか。

事務局 説明が言葉足らずだったと思います。

西宮市の条例にも国のの項目を入れようと具体的に考えています。現状は、虐待だけでは保育所入所の理由にはしておらず、保護者が就労や病気のために保育に欠けている状態があった上で、虐待のある方には、加点して優先度を上げるようにしています。しかし、今後は、保護者の就労や病気などの事由がなくても、虐待・DVの状態にあれば、それだけで事由になるように取り入れることを考えています。

委員 ぜひ入れていただきたいと思えます。

委員 「虐待やDVのおそれがあること」について、8ページの別表第2の調整指数の表で、「DV・児童虐待」の項に、「児童相談所等からの要請により入所に配慮が必要な世帯」との条件がついて加点されるようになっています。この基準は、条例が改正されても変わらないのですか。つまり、「児童相談所等からの要請により入所」という項目が国のに該当するということですか。



事務局 はい、そうです。やはり公的な児童相談所や市の児童・母子支援課などの要請で、それを裏づける形にしたいと思っています。

座長 技術的に確認したいのですが、現在西宮市では、「保育の必要性の事由」として、虐待やDVなども+10点で優先度を上げておられるけれども、就労などの要件があればという条件がつくわけですね。それを、条例を改正して、就労の実態がなくても、児童相談所が入所の必要があると認めた場合でも入れるとなったときは、この調整指数を変えなければいけなくなりますね。その点を何点にするかもここで議論したほうがいいのですか。

事務局 その部分については、事務方で決めさせていただきたいと思っています。

座長 もう一度確認すると、もともと就労要件のポイントがありますから、それが無い人を入所させるためには、DV・児童虐待で児相等の要請があれば、実務的にポイントをつけるということですね。

事務局 お父様が仕事をしておられれば「就労」の事由でいいのですが、お母様が虐待してしまう方であれば、そこを何点にするか、また、ひとり親家庭であれば、「ひとり親世帯」と「虐待」の部分それぞれ何点にするかも事務方で検討しなければいけないと考えています。

ただ、後ほどの「優先利用」にも関係しますが、優先順位1位にするのかなどについては、ご意見をいただきたいと思います。

座長 今のお話をお聞きすると、国から出された保育の必要性の新しい事由を見て、既に西宮市では幅広く取り入れているわけですが、～の事由のうち、どれが一番大事にすべきかもここで議論したほうがいいのですか。

事務局 言葉足らずで申しわけありません。

国の～の項目については、7ページの別表第1で既にポイントがつけられているのですが、8ページの別表第2の調整指数のどのポイントを高くすればいいかなどについては、もちろん最終的には事務方が決めることですが、特に皆さんの中で「これが一番大事だ」というご意見があればということです。

委員 とても難しく、どれもみんな必要だろうと思うのです。

つい最近、私が接した事例でも、4人の子どもを抱えたあるお母さんが、経済的にはなんとかいけるけれども、遠いところから引っ越してきたこともあって、精神的にまいっている。就労はしていないし、病気ではないけれども、精神的に対人関係で不安が大きいので、保育所に入れたいとおっしゃっていました。この場合に、どの項目に当たるのかと考えてしまうのです。最後の「市長が認める～」のところがあれば、そういう人も救えるのかなとは思いますが、加点が何点かとか、優先順位はどうかとなると、非常に考え込んでしまいます。

この優先利用の項目は、時代によって変わるものだと思うのです。例えば国の「災害復旧」とありまして、西宮市でも、第6号で「震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたること」となっています。これは、何かあったときには大変着目されます。その時その時によって優先順位は変化するので、そういう変化にも対応できるようになればよいと思います。

保育の必要性は変わると思います。「就労」は、経済的なことや社会を回す上で必要だから、第1順位に上がってくると思いますが、それ以外をどうするのかについては、非常に難しいと思います。感想です。

委員 「就労」が前提になっていますので、「お子さんが障害を持っている」という事由は、国の案にも拳がってきていません。西宮市では、そういう検討をなさるのか、気になるところです。

例えば、対人関係等の問題を持つお子さんが、小さいときから小さな集団で過ごすことが必要だとか、同じ年齢の子どもと遊ぶ機会を持つべきだと発達相談などで言われたときに、それを受け入れられる公的な場所がなかなかありません。今は、保育所が「就労」などの点数が高い人たちでいっぱいになっていて、そういう子どもは行けていない現状があります。

ですから、「必要性の事由」や「点数」の問題が出ていますが、受け皿がたくさんあれば、どなたでも入れると思うんです。設備がなかなか整っていない今の段階で、どれかに決めることは難しいと思います。すべてをオーケーにすればいいと思っています。

委員 当然、必要性が高い順からになると思いますが、8ページの別表第2の調整指数が問題になると思います。例えば16～18で、「家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設に入っている人」には、それぞれ1点が加点されるということですね。既に入っている人は、わりと優先的に入所させてもらえるという仕組みになっていますので、このあたりをどうするかは実務的なレベルの話ですね。

ただ、子どもが障害を持っていて、保護者が働いていない場合は、障害の状態によって、家で見たほうがいい子も、保育所の集団保育が必要な子もいるので、一概に適用せずに、国の「その他、上記に類する状態として市町村が認める場合」を活用してもらわないといけないのではないかと思います。

委員 優先順位をつけることは難しいのですが、別表第2の「1 父子・母子世帯」が大きく+10となっているのに、西宮市の特徴である「単身赴任」は+1です。もちろん状況的には違いますが、家庭内を見ると結構近いものがあると思いますので、ここまでの差をつけた理由をお教えいただきたい。

また、2の両親が死別等でおられない世帯も+5で結構大きいのですが、それでも1の+10と大きな差が出ている理由も教えてください。

事務局 点数のつけ方については、まず、別表第1のほうで保護者の方がどれに当てはまるかによって点数をつけます。ですから、母子家庭の方は、まずは母親が別表第1でどれに当てはまるかを見まして、父親の別表第1の部分がありませんので、別表第2の「父子・母子世帯」の+10をつけるという考え方です。

ですから、両親ともフルタイムで仕事をしている場合は、別表第1の一番上の「一日8時間以上の就労」で9点+9点の18点となりますが、母子家庭の場合は、別表第1の「一日8時間以上の就労」で9点、別表第2の「父子・母子世帯」の+10で、合計19点となります。

さらに、別表第2の「2 父母がない世帯」は、ご両親がいなくて、おじいちゃん、おばあちゃんが見ている場合が想定されているのですが、おじいちゃん・おばあちゃん

を別表第1に当てはめて点数をつけた上で、別表第2の「父母がいない世帯」で+5にするという形になります。

座長 議事進行が悪くて、大分時間がたってしまいました。多くのご意見をいただいて、既に「3 優先利用」のご意見も出ていますので、整理して進めたいと思います。

次に、「2 区分」のところで、長時間保育と短時間保育の区分、特に「保育短時間利用の下限」をどうするかが重要な鍵になっていきますので、このあたりで皆さんのご意見をいただきたいと思います。

事務局から課題が投げかけられましたが、現行の西宮市では、「一日4時間以上かつ週4日以上勤務」のおおむね月64時間ですと、「保育に欠ける要件」に認定していました。これを、日数の基準を外して「月64時間」と月時間だけにするのか、日数を引き下げて「一日8時間・週2日の月64時間」とするのか、皆様のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

委員 少し戻りますが、先ほどの「事由」を国の基準どおりにした場合、待機児童数は増えるのですか、今と変わらないのですか。もし変わらなくて、今のように受け入れられるのであれば、国の基準を西宮市の基準としてもいいという気がするのですが、そのあたりはどうでしょうか。この時間数の「区分」と比べて「必要性の認定基準」がどの程度影響があるのかをお聞きしたいと思います。

事務局 西宮市の場合は、保育需要が高くて、「一日4時間以上かつ週4日以上」の縛りがある中でもこの現状ですので、これを国の下限である月48時間とすると、待機児童は増えると思います。究極的には、待機児童等が減っていけば、月48時間という短い就労時間の方も受け入れられるかとは思いますが、全国的にも月64時間が多い中で、現状では月64時間を維持して、後々月48時間まで変更していければと思っています。

委員 「事由」の変更は、待機児童数に影響があるのですか、ないのですか。

それと、64時間と一度決めてしまうと、そのままになるのか、見直しはどのような形でなされるのか、予定や見直し等について教えてください。

事務局 例えば の「虐待・DV」のあたりが入ってくると、生じる人数によってはある程度影響が出てくるのかなと思います。ただ、今の状況の中で、西宮市においてDVの人数がとてつもなく多い状況にはなっていないので、そこで待機児童が大きく出てしまうことにはならないかなと思います。

事務局 例えば就労時間については、現在の西宮市では、5ページにお示ししている「一日4時間以上かつ週4日以上」または「週19時間以上」が保育所の入所基準となっています。これが「月48時間以上」という形で基準が引き下げられ、利用しやすくなると、当然、利用希望者が増えてくることは予想されますし、それに伴ってその基準で入所できない方も増えてくると思います。

ただ、待機児童については、「利用できる必要性の事由」とは別に、厚生労働省の基準では、保育所入所を希望したが実際に入所できなかった方すべてを指すものではありません。ですから、西宮市では求職活動中の方でも保育所に申し込みますし、入ることもできるようになっていますが、実際に求職活動をしていても保育所に入れられなかった方は、待機児童として数えていません。したがって、国のほうで、この事由とは別に、

「理由のいかんにかかわらず入れなかった方すべてが待機児童」と定義されますと、待機児童数は増える形になると思います。

ですから、保育短時間利用の下限を含めた「必要性の事由」と「どういう方を待機児童とするか」とは別だと考えています。

座長 西宮市では、昨年、待機児童ゼロになりましたね。ということは、一日4時間以上かつ週4日以上勤務の方でも、点数はフルタイムに比べると低いですが、入所できているのですか。

事務局 厚生労働省の定義する「待機児童」にはいろいろな条件がありまして、その条件に該当する待機児童が西宮市の場合はゼロであって、現状、保育短時間利用の条件を満たしていれば、皆さん利用できている状況にはなっていません。

委員 「虐待・DV」は、児相からの措置になると思うのです。それが項目の中に入っていますので、そこさえ理解しておけば、そのところでどうこうということにはならないと思います。

座長 「優先利用」において、西宮市の場合は、国が検討している優先利用の対象と比較して、何が抜けているのですか。

事務局 6ページの「生活保護世帯」と「生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合」が、現在の西宮市の別表第2の調整指数では設けていません。

座長 その代わり、待機期間が長い人や単身赴任、第1回の会議でも質問がありました小規模の低年齢児専門の認可外保育施設を利用している人たちは、優先的に入れるようにしているということですね。

委員 国の「保育の必要性の事由」の～の中では、「保護者の疾病、障害」と「虐待やDVのおそれがあること」の事由は、誰かが認定しないといけないと思います。現在の西宮市では、第5号で「精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること」として認めています。誰がどのように認めるのですか。例えば別表第1にある「手帳を有する」ということですか。

事務局 7ページの別表第1の「4 疾病・障害等」については、障害者手帳の実物を見せていただくことになっています。

委員 しかし、手帳の取れない保護者もいますね。

委員 決めなければいけないと思うのですが、保育所がどのような役割を果たすかが方針になると思うのです。「就労等にかかわらず保育に欠ける状態」や「集団による保育を必要とする状態」に対して、それを事由として認めるか認めないかということかと思うのです。国としては、きめ細かく受けようという方針になっていると思いますし、西宮市もきめ細かい受け皿になるべきだと思います。しかし、余り細かく書くと、反対に規制がかかってしまうところもあります。例えば「育児休業取得中、入所中の子どもが小学校の入学を控えている場合にはそのまま～」と明記するのではなく、現在、西宮市がそこは緩やかに運用しているのなら、そのままでいいのではないかと思います。

ただ、育児休暇は1年までという縛りはありますね。1年以上の育児休暇の方は、やはり保育所を辞めなければならないのですね。

事務局 原則は1年ですが、例えば7月に出産した方が1年後に復帰しようとして、

7月に入所の申込みをしても、なかなか入所いただけない現状がありますので、1年とその年度末までの期間を許可しています。

座長 国でも、何を優先すべきかをずっと議論していきまして、もちろん少しでも多くの子どもを入りたいということはありますが、西宮市のように待機児童を多く抱えているところもありますし、幼稚園もありますし、難しいですね。税金を入れるとなると、ちゃんとしたルールをつくって、それを守らなければいけないので、ものすごく時間をかけて議論しておられました。

委員 できるだけ受け入れられたらいいというのが私の考えです。しかし、実際に優先順位をつけられると、いくら月48時間にして、一日8時間かつ週2日以上働いている人や、6時間しか働いていない人が申し込める状態になったとしても、優先順位からいえば低くなりますから、なかなか入所できないのが現実だと思うのです。ただ、現在でも働き方が多様になっていて、子どもが小さいうちは短時間で働いて、大きくなったらもとの仕事場に戻れるような、緩やかな労働という形をとっている方もたくさんいると思いますので、そういう人たちのことも考えれば、なるべく下限を引き下げたらと思います。実際には、下限を引き下げたからといって子どもが全員入れるわけではないと思いますが、将来的なことも考えて、保育所がいろいろな子どもたちの受け皿になれるような状態にすべきではないかと思っています。

座長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

座長 それでは、次に進ませていただきます。

次は、「議事(2)放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」について、事務局から説明してください。

事務局 資料集10ページをご覧ください。

「放課後児童健全育成事業」の設備・運営基準については、既に厚生労働省の専門委員会で報告書が取りまとめられています。

10・11ページは、左から、協議する項目、協議内容、それに対応する国の報告書の内容、11ページに移って、現行における西宮市の基準を並べています。

限られた時間ではすべての項目をこの場でご協議いただくことは困難と思われるので、特にご協議いただきたい部分に網かけをしています。

まず、上から2段目の「員数」は、「従うべき基準」とされていますが、国の基準に上乘せするかどうかについてご意見をいただきたいと思います。

「員数」については、その下の「児童の集団の規模」との関係において、国の案では、「40人のクラブに対して職員を2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とする」とされています。西宮市においては、現在、有資格者である常勤指導員を、定員40人の施設には2人、定員60人の施設には3人と、国の案よりも手厚く配置しています。しかしながら、今後、利用児童数の増加が見込まれる中で、資格保持者の確保が困難な状況も予想されますので、新制度の基準としましては、国の案に沿った内容で条例化することを検討しています。

次に、3段目の「児童の集団の規模」については、12ページにある「専用室などの面

積」をあわせてご協議いただきたいと思います。具体的には、これらの基準は「参酌すべき基準」とされていますので、西宮市の現状を踏まえて、国の基準と比べて引き下げるのかについてご意見をいただきたいと思います。

参考にしていただく資料として、資料集15ページをご覧ください。現状における施設の内容を表にしています。

左から2列目に各施設の定員を、表の右側に最大受入人数と利用申請者を記載しています。おおむね各施設とも定員を超える利用希望がありますので、定員を超えて最大受入人数の枠内で運用しているところです。したがって、「児童の集団の規模」については、すべての育成センターの定員を国の案である40人にすることは難しい状況にあります。新制度の基準としては、現行の西宮市の基準に沿った内容で条例化することを検討しています。

また、表の中央に育成室の面積と児童1人当たりの面積を記載しています。おおむね各施設とも、児童1人当たりの面積を国の案である1.65㎡にすることは難しい状況となっています。新制度の基準としては、現行の西宮市の基準に沿った内容で条例化し、改善に向けた努力を今後行いたいと考えています。

12ページにお戻りください。

次に、上から2段目の「その他の設備」の「静養スペースの設置」についてです。

これも「参酌すべき基準」とされています。現行の西宮市の基準では、静養スペースの取扱いについて特に基準を設けていません。国の案では「静養スペースを設けること」とされていますが、指導員が見渡せる環境が必要であることなどから、専用の部屋を設けることまでは要求されていません。具体的な設置方法については、子どもの安全・健康・衛生面に配慮しつつ、実情に応じて検討することとされています。

西宮市の現状では、施設の面積が非常に限られていることから、ふだんはオープンにして使用している育成室の一角をカーテンなどで間仕切りなどして、体調の悪い児童が出た場合にはそこを仕切って静養させている状況です。ここでは、静養スペースの設置方法についてご意見をいただきたいと思います。

なお、網かけをしていない項目については、現状においてもおおむね国の案と同様の運用となっていますので、今回は、特にご意見がなければご意見をいただかなくても結構です。

14ページをご覧ください。

前回質問のありました「放課後児童健全育成事業として行わない学童保育」については、一番下にありますように、「利用希望保護者が、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か、類似の事業であるかを正確に理解した上で、適切に選択できるように、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である」とされています。

また、「高学年の受入れ」については、上から4段目になりますが、国の案では「小学校6年生までの受入れを」となっていますが、「これは義務化したものではない」という見解で、「児童が必要な支援を受けられるよう、市町村において順次整備を進めていくこと」が示されています。

説明は、以上です。

座長 国の社会保障審議会の児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する委員会」が設置され、そこが新しい放課後児童クラブの基準の案をまとめ、国の子ども・子育て会議にかかりました。

今説明がありましたように、網かけしていない部分は、西宮市が国の新しい基準を上回っているのですが、網かけしている部分は、その基準をクリアできていないわけですね。

事務局 網かけの部分は、クリアできている・いないにかかわらず、今回ご議論いただきたい項目です。

座長 しかし、面積に関してはクリアできていなくて、ここで私たちが「広げよう」と言ったとしても、無理だ、努力していきたいとおっしゃったのですね。

事務局 「施設」の部分では、かなり限られたスペースの中で定員以上の人数を受け入れる運用をしていますので、国の言っている1.65㎡にははるかに届かない、1人当たり1.1㎡ぐらいの面積になっています。現状でも国のガイドライン等では「1.65㎡」と書かれているのですが、西宮市ではかなり子どもの数が増えていますし、学童保育を利用される子どもさんも増えていますので、できるだけ受け入れている状況の中で、国の言う1.65㎡を確保することは難しい状況ですし、すぐに建物を建てて対応することも難しい状況があります。しかし、今後においては、当然1.65㎡に近づけていく必要があるとは考えています。

委員 今、育成センターの運営委員長と市内の育成委員会の副委員長もしていますが、登録している児童と実際に利用する児童の利用数に差がありますので、その説明をしていただけますか。

事務局 育成センターについては、利用申請があって児童数が決まっていくわけですが、実際の平日の利用人数は登録児童の約8割になっています。また、土曜日などに関しては、登録児童数の2割程度の利用となっています。

委員 国の言う基準をクリアしていければいいのですが、今、西宮では、入りたい子どもさんがたくさんいて、定員60人のところを弾力運用で65人受け入れたりしていますので、面積については現状のままでもいいのではないかと思います。

委員 集団の上限人数や平米数に関しては、サービスの質や満足度に関係すると思いますが、結局は安全であれば問題はないと思います。その部分で、過去の事故発生数や、他と比較してどうかというデータがあれば教えていただきたいと思います。

事務局 員数が多くて1人当たり面積が狭いから起こったという事故はないのですが、センターの開所時間中に外で遊んでいて骨折したりという事故は、毎年何件か上がってきています。例えば遊具から落ちたり、遊んでいるときに子ども同士がぶつかって骨折したり、そういう事例です。

委員 1人当たり面積がもっと広いところと比較した事故発生件数のデータはありませんか。

事務局 そこまではデータとして調べたことはありません。

委員 私が担当しているセンターでも、部屋の中ではなく、外遊びのときと降所時に

けがをすることが年に数件あります。お部屋の中では、指導員がしっかりと見ていますので、ほとんどありません。

毎年、何件ぐらいけがが発生したか、その場所を含めて内容はどうかという統計はありますが、今日は資料がないようです。

委員 現状の1人当たり1.1㎡は、部屋の大きさを定員で割った数ですね。そうすると、15ページの現状の表を見ると、1人当たり1.1㎡以上になっているところもあります。ですから、必ずしもすべてが1.1㎡という実態ではないと思います。

1.65㎡とそうでないところの区分けをして、実施要綱等で「今後1.65㎡に移行できるようにする」としたほうが現実的に対応できると思います。「1.65㎡」と明記すると、ニーズ対応できなくなる側面がありますから、経過措置も含めて、そういう形にすればどうでしょうか。1.65㎡を超えているところもあるし、ちょうどのところもあるし、1.65㎡に近いところもあるという分布になると思います。数字を入れなければいけないのなら、実態の数字の平均値をとったほうがいいのではないのでしょうか。

委員 「放課後児童クラブ」と保育所の待機児童のことを考えると、保護者は、保育所に入所できるかどうか、入った後も、小学校に上がったときに学童保育を利用できるかどうかをものすごく心配していると思います。西宮市では、なかなか学童保育に入れない現状があって、国の基準を上回って、例えば浜脇小学校では第1・第2・第3までできています。しかし、平日利用が8割であったとしても、児童1人当たり1.1㎡はものすごく狭いです。天気がいいときは校庭に出たり、土曜日には私が運営しているプレーパークに来ることもありますが、本当に狭いところにひしめいているのが実態です。

指導員については、西宮市では国の基準を上回って手当てをしているという説明がありました。ただ、障害を持った子どもさんに対しては、きちんと介護の方がついていますが、常について何かをしなければいけなくて、その方がとても大変な現状があります。特に障害を持っている子どもさんは、高学年でも受け入れてくださっていて、保護者はとてもありがたがっているのですが、指導員の方は本当に大変だなと思いますので、このあたりの基準は、西宮市ならではのものを守っていただきたいなと思います。

もう一つは、周辺の活用です。山口では、民間の児童センターを利用して、学童保育ほどではないですが、施設の子などが居場所としているという話を聞いています。これは地域によって違うでしょうが、学童保育の指導員の方は、よそへ行くのにはとても気を使っておられます。同じ学校内でも、校庭は使うが、ほかの施設はなかなか利用しておられないと思います。しかし、同じ学校に通う子どもなのですから、もう少し周辺の施設の活用の仕方はないのかなと思っています。

保護者にとっては、育成センターに入れるかどうか大きな問題なので、お伝えしたいと思いました。この4月の時点でも、保育所を卒園した子を持つ保護者の方は、学童保育に入れるのかも含めて、大変悩んでおられます。

委員 静養スペースですが、指導員の方が休憩する場所をカーテンで仕切って流用することはできないのですか。

事務局 難しい問題で、労基法などの問題もありまして、働く職員のための休憩スペースも必要になりますので、そういう部分の確保もしなければいけません。



委員 とりあえず兼用という形はとれないのですか。

事務局 育成センターによって、建設年次も違いますので、指導員専用の休憩室的なものがないセンターもあつたりします。ただ、子どもたちが安全に過ごすためには、指導員の労働条件はかなり重要な部分であるという認識はしていますので、逆にそのスペースを確実に確保しておきたいのですが、現状、狭いスペースの中で厳しい運営をしています。

委員 高学年の受入れについては、ハード面でも厳しいですし、指導の面でもかなり厳しいところがありますので、6年生までの受入れは、西宮市では無理かなと思います。

委員 高学年学童については、西宮市でも民間でしているところがありますが、そのあたりの把握はどうでしょうか。

事務局 高学年の受入れを行っている民間の学童保育は、私たち担当者レベルではごあいさつに来ていただいた団体については確認していますが、実態として、現状では正確なところを把握できていません。

委員 高学年学童については、爆発的なものではないのですが、全国的にも、兵庫県下、特に隣の神戸市でも増えてきていますから、西宮市でもぼちぼちできているのではないかと思います。「高学年は無理だ」と決めつけるのではなく、そういう民間の施設も活用するために、実態を把握していただきたいと思います。特に民間の学童を居場所としている子どもたちは、発達にハンディのある子どもが多いですので、それを児童デイだけに押しつけるのではなく、児童デイも含めて、いろいろな意味での子どもたちの放課後の居場所の現状把握をしていただけたら、もっと活用ができるのではないかと思います。

座長 皆様方からご意見をいただきましたが、現実、学童保育に待機が出るような状態ですので、今は現行の西宮市の基準で子ども・子育て会議に報告することにします。しかし、保育所の定員が増えていきますので、その子どもたちがそのまま育成センターを希望すれば、人数も多くなりますし、民間の学童も増えていきますし、障害児への対応もありますし、西宮市も大変頭を悩まされていると思います。今後、「放課後児童健全育成事業」に関しては、ちゃんとした委員会を立ち上げるなどして方向性を出していくということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

事務局 今ご議論いただいた、40人定員や1.65㎡については、それがすべてではないのですが、国から望ましい形として示されていますので、来年4月1日からすべてをそれに合わせることは無理でも、増築等、環境整備をしていく中で、徐々にでもそういう数字に近づけていきたいということは、市としても当然思っているところです。今の弾力運用での1.1㎡が狭いことは、我々も認識していますので、将来的には、今示されている基準をクリアするような形で事業を進めていきたいという思いはあります。

今でも、毎年度、待機が出るようなところで施設整備をして、なんとか受け入れている状況ですので、そういうことも含めて、極力、望まれているご家庭のお子さんすべてを受け入れることと、その中身の環境の向上については、今後も市として進めていきたいと思っています。

委員 厳しい意見になりますが、今言われた方向性は、条例には載りませんね。この会議の議事録には載りますが、それが残らないと、この会議での発言という形で終わってしまうような気がしますので、何らかの形で残して、そちらの方向へ行くようにしていただければありがたいと思います。

事務局 現状でどこまで条例などに載せられるかのお答えはできませんので、ご意見も踏まえて、残せる形を事務局で検討させていただきたいと思います。

委員 先ほども言いましたが、1.65㎡という国の示した基準に近づけていくために、条例を実施するための規則などに盛り込んでもらおうと、ここでの議論が生きてくると思うのです。

座長 私たちも、子ども・子育て会議に出すときにも、現行の基準でオーケーするが、将来的には必ず改善してほしいという附帯意見をつけるような形にさせていただきます。

委員 私は、まさに2カ月後に学童に子どもを入れようとしているのです。それも心配ですが、子どもが4年生になったときのことにも不安なのです。今は無理かもしれせんし、お話を聞いていても無理だとは思っていますが、せっかくいろいろな議論がありましたので、発言できる場所や、何か新しいプランを持っている提案者が参画できる場所がぜひ欲しいと思っています。

先日のワークショップに参加しまして、本当にいろいろな意見が出て、私も「未来があるな」という感想を持ちました。私たちも何か言えるああいっただ場所が定期的に欲しいなと思っています。

座長 それでは、続きまして、「議事(3)小規模保育事業の認可基準」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集17ページをご覧ください。

記載している「地域型保育事業」の4類型については、前回の資料でお示した内容と同じものです。本日は、この4つの類型のうち「小規模保育事業の認可基準」についてのみご協議いただきたいと思います。

「小規模保育事業」の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がありますが、国が定める基準については、「職員の資格、員数」と「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」を「従うべき基準」とし、それ以外の基準は「参酌すべき基準」となっています。特に「保育室及びその面積」については、地域の実情に応じて公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり、「参酌すべき基準」となっています。

次のページをご覧ください。

前回の会議において、26年度から西宮市で実施予定の小規模保育事業についての資料の要望がありました。18・19ページの見開きの表では、国が示す「小規模保育事業」と本市における「小規模保育事業」の基準を並べています。国のA型、B型、C型、一番右に西宮版となっています。

「小規模保育事業」は、都市部等において増加する3歳未満児を中心とした保育需要に対応するため、質を確保された小規模な保育事業を実施することで待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育の提供を目的とするもので、本事業の実

施類型については、規模や職員配置に応じた3類型が国から示されています。

一番左のA型は、認可保育所と同様の職員配置を求めるもので、定員は6人以上19人以下となっています。

B型は、A型と定員や職員配置の割合は同じですが、職員のうち保育士の割合が2分の1以上という違いがあります。

C型は、定員が15人以下と、本市で実施する「小規模保育事業」と同じ規模であり、家庭的保育者と保育補助者による実施となっています。

「小規模保育事業の認可基準」については、この3類型について条例で規定する必要がありますが、特にご協議いただきたい部分を網かけで表示しています。

まず、「職員配置の割合」です。A型、B型における職員配置は、国が定める認可保育所の基準と同じ配置割合となっています。本市では、認可保育所における1・2歳児の職員配置について、条例上は国基準と同じ6対1で規定していますが、実際は5対1で運用しています。また、4・5歳児に対する配置は20対1と条例で規定しており、いずれも国基準に上乘せをしています。したがって、A型、B型における職員配置について、保育所認可基準との関係や、保育士・保育従事者確保の問題を踏まえて、ご意見をいただきたいと思います。

また、C型については、家庭的保育者1人で児童3人までを保育できること、また、家庭的保育補助者ととも保育する場合は児童5人までを保育できることとなっていますが、本市においては、児童1人であっても、保育時間中は必ず家庭保育者と家庭的保育補助者の複数体制をとることを要件としています。新制度の実施に合わせて、本市の事業はC型に移行する形になると考えられますので、保育補助者を含めた体制についてご意見をいただきたいと思います。

次に、下から2つ目の「連携施設」です。国の基準では、市内、市外を問わず、保育所、幼稚園または認定こども園との連携が求められていますが、本市の基準においては、市内の民間保育所・公立保育所との連携を求めています。この点についてもご意見をいただきたいと思います。

最後に、表の一番最後の「給食の提供」です。国の基準では、自園調理を原則としながら、連携施設または給食搬入施設からの搬入を可能としています。本市の基準では、例外的な外部搬入を認めていません。この点についてもご意見をいただきたいと思います。

なお、「健康診断」や「設備」については、おおむね国の基準と同様の内容となっています。

説明は、以上です。

座長 ただいま「小規模保育事業の認可基準」について説明がありました。ご質問を含めてご意見をいただきたいと思います。

委員 待機児童対策としてこの「小規模保育事業」を行うという説明がありましたが、待機児童がなくなったときにはどうするのですか。

事務局 26年度から本市が実施しますものは、この「地域型保育事業」とは別に、本市の待機児童対策として「小規模保育事業」を実施する形になります。国のほうから示

されている「小規模保育事業」については、特に都市部において保育需要の高い3歳未満児に対する待機児童対策と、地域の実情に合わせた保育の提供も目的として挙げられています。ですから、26年度からは待機児童対策の一つとして実施することになりますが、今後27年度以降は、保育需要に応じた形で必要性があるのかないのかについて検討していく必要があると考えています。

座長 実際に「小規模保育事業」には、26年度からどれくらい参入するのでしょうか。

事務局 この4月から予定していますのは、市内で9施設です。定員の規模も、それぞれの施設に応じて、10人、12人、15人といった形で設定をされています。現在、9施設で定員としては112人の開設を予定しています。

委員 昨年度の幼児期の教育・保育審議会の中でも何回も言いましたが、少子化に向かっていきますから、いずれ待機児童はなくなるのではないかと思います。現在、待機児童施策としてどんどん施設を増えています。これは、現在の待機児童を解消するためにはいいとは思っています。しかし、この会議ではまだ言っていなかったお願いしておきたいのですが、子どもが少なくなったときにどういう形をとるのかをしっかりと考えていかないと、各施設が定員に満たないまま運営していかなければいけない、子どもにとって集団で見れないという形にもなりますので、そのあたりの計画も含めてしっかりと考えていただきたいと思います。

委員 自園調理を行うこととなっていますが、「職員配置」のところに「調理員」が入っていません。これはどういうことなのか、説明いただきたいと思います。

事務局 実際の職員の体制としては、保育士の配置については表に示している基準があります。しかし、調理員については、「職員配置」の中で「調理員を何人」という基準は設定されていません。ただ、実際に26年から本市で開設される予定の事業所については、保育をされる方とは別に調理をされる方を配置されるとお聞きしています。

委員 基準がないということは、ゼロでもいいわけですか。

事務局 基準がありませんので、保育者が調理も行う形も可能とはなります。

委員 家庭的保育者の場合、保育士資格者が1人と、研修を受けた家庭的保育補助者が1人、そしてもう1人、連絡調整を行う者を別途定めるという3人が必要と理解しているのですか。

事務局 実際は、保育をする児童数に応じて家庭的保育者と補助者が必要でして、お子さま5人に対して保育者1人・補助者1人という形です。例えば定員が15人の施設ですと、家庭的保育者3人、保育補助者3人という形になります。この中から特に家庭的保育者の連携に関する調整を行う者をどなたか1人決めていただくということで、別途1人置くということではありません。

委員 わかりました。

もう1点、家庭的保育補助者の研修ですが、「赤ちゃんの死亡を考える会」がまとめたデータを見ていましたら、保育士資格を持っていない認可外保育施設のところで死亡事故が起こっているというデータが出ていました。それを見ると、何らかの形で保育士資格が必要だろうと思うのです。ですから、保育補助者の研修の内容を、保育士と同等でなくても、きちんとした研修をしていかなければ危ないのではないかという気がし

ています。できれば保育資格者となっていますが、研修の充実もあわせてしておかないといけないと思います。

座長 「連携保育所」は、市があっせんしたりして、事業所のほうでは既に手配されているのですか。

事務局 実施事業者が指定する場合と、もし実施する事業所が連携施設を確保できなかった場合は、近隣の公立保育所が連携施設として当たることになっています。

委員 西宮市の場合、連携施設を市内の民間・公立保育所と定めていて、幼稚園や認定こども園が入っていませんが、このあたりは何か理由があるのですか。

事務局 「小規模保育事業」の場合、対象年齢は1～3歳児となっていますが、待機児童対策として、1・2歳児が非常に多くなると考えています。そうした中で、施設としての1・2歳児への連携支援という意味では、市としては、やはり保育所を設定しています。

委員 わかりました。0・1・2歳児、特に1・2歳児に手厚い保育をするということだと受け止めます。

そのあたりも含めて、家庭的保育事業の従事者の年齢は決めていないとおっしゃっていたので、結構年齢の高い人でも保育士資格を持っていればいいわけですが、今どきの保育のことや、今どきの子どもたちのことをきちんと把握しておられるのかなという疑問があります。預けさえできればよいというものではない。ですから、連携保育所は、ただ形だけではなく、保育の充実のために見ていくというお答えでいいかなと思いますが、それをきっちり表していただきたいと思います。それが、保育を受ける保護者にとっての安心感につながります。ただ待機児童を解消するために数さえつくればよいというものではないことを、西宮市が示していけばいいのではないかと思います。

事務局 家庭的保育者の要件としては、市の実施要綱の中で、年齢は20歳以上65歳以下と定めています。

委員 ついでにお伺いしたいのですが、連携保育所の仕事として具体的に決まったものがありますか。

事務局 国のほうで「小規模保育事業」の要綱が定められていまして、事業の実施にあたって連携施設を設定することとなっています。連携施設の役割としては、「食事の提供に関する支援」、「嘱託医による健康診断等に関する支援」、「屋外遊戯場(園庭)の利用に関する支援」、「合同保育に関する支援」、そして、「後方支援」として、保育に関する相談・指導等の支援や、家庭的保育者が急病等で休まなければいけないときの代替要員の支援、あとは、「運動会などいろいろな行事への参加に関する支援」、さらに、国のほうでは、「小規模保育事業を利用された方が卒園した場合の受け皿としての支援」、こういったことが規定されています。

委員 そうなると、保育所だけを連携施設にして、幼保連携型認定こども園が入らない意味は何かあるのですか。

事務局 現在、国のほうから「小規模保育事業」としてA型、B型、C型の3類型で示されていますが、西宮市で26年度から実施する「小規模保育事業」は、それとは別の、現在国にある「グループ型小規模保育事業」を想定して実施を検討していましたので、

認定こども園や幼稚園を規定に入れていませんでした。このあたりも含めて、このWGの中で「どういう施設を連携施設にするのか」についてもご意見をいただければと考えています。

委員 連携施設の役割を聞きますと、西宮市の場合は市内の民間保育所になっていますが、市外の保育所ですと、先ほど言われた役割はほとんどできないと思いますし、しかも、小規模保育所の近くになれば役割は絶対に担えないだろうと思います。ですから、「何分以内」とか「何キロ以内」という形で規定しなければ本当の役割はできないのではないかと感じました。

委員 保育ルームのときにも意見を言いましたが、この小規模保育事業は3歳児もオーケーのようですが、では4歳児になったらどうするのかという問題があります。保育ルームがいっぱいできて、入れたのはいいけれども、その後を心配している保護者が多い現状もあります。この小規模保育所も、子どもが4歳になったら親は仕事を辞めるわけではないですよ。そのときには連携保育所が支援しますと言われましたが、現状では待機児童が多くて、無理だと思うのです。0・1・2歳児が多いからつくるのはいいのですが、その後をどうするのかという計画やガイドラインのようなものはどうなるのか、疑問に思いました。

事務局 先ほど申し上げた連携施設の役割として、そういった支援も行うことになっていますが、「小規模保育事業を実施する事業者からの求めに応じて、当該施設の運営に支障のない範囲で協力すること」とされています。確かに「卒園後の受け皿の支援」という規定はありますが、実際に連携保育所での4歳児の受入れはどうかとなれば、必ず卒園児を全員受け入れることは難しい状況にあります。ですから、「現在の連携施設の運営に支障のない範囲で協力をすること」と定められています。

委員 連携施設が必要なことはわかります。国の案では3歳未満までという点が小規模保育事業の特徴ですが、3歳以上になったときにきちんと保育を継続できるかという利用者の不安もあるので、そこはしっかりとやれるように連携をとる形にはしてあります。しかし、連携施設の側も、保育内容の支援や保育相談、後方支援などと並べ立てられても、今の職員では手いっぱいという現状もありますから、西宮市としてそこをどう手当てするかを考える必要があると思うんです。事業者任せにはできないと思いますので、西宮市が責任を持った連携のあり方について、もう少し実務レベルの実施要綱などに書き込み、それを事業者に同意していただくことが大事かなと思います。

条例とは外れる話になりますが、条例とはつながっているような気がしますので、そういう対処の仕方が必要ではないかと思いました。

座長 奥野委員から、連携保育所を本当にうまく生かすためには、事業者任せではなく、市のバックアップが必要ではないかというご意見がありました。奥野委員が言われたように、連携保育所のほうでも、自園の子どもたちのことで手いっぱいです。私がいた横浜市でもいろいろとありまして、「自分たちの園のこともあるのに、近くの保育ママさんの世話までするのはどうか」というご意見をいただいたこともありました。しかし、スタートすればうまくいくものですので、ぜひ市のバックアップをよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

座長 私の議事進行が悪くて、既に9時5分になっているのですが、皆様のご協力をいただいて、9時15分ぐらいまで延長させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 もしご都合が悪い委員の方は、ご退席いただければと思います。

次に、「議事(4) 幼保連携型認定こども園の認可基準」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集21ページをご覧ください。

国においては、「幼保連携型認定こども園」の認可基準を検討するにあたり、1の(2)に記載しているとおり、「幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は、高い基準とすること」、また、「幼稚園と保育所のいずれかのみに適用がある事項は、両者の実務に支障のない形でその一方の内容とすること」、さらに、「幼稚園と保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考とすること」といった方針が示されています。

その上で、(1)にある「学級編制及び配置する職員及び員数」、「保育室の床面積など主要な設備に関する事項」、「重大な運営に関する事項」といった、子どもの健全な発達に密接に関連するものを「従うべき基準」とし、それ以外の事項を「参酌すべき基準」と整理されています。

22・23ページをご覧ください。

この表は、左から、協議いただく項目、協議内容、国が検討している対応案、右側のページに移り、現行における兵庫県の幼保連携型認定こども園の認定基準、本市の保育所許可基準、兵庫県の幼稚園設置基準を並べて記載しています。

すべての項目をご協議いただくことは困難と思われるので、特に協議していただきたい事項について網かけをしています。

まず、「学級編制」の項目における「職員の配置」については、国の案では、短時間利用の3歳児について、「児童35人につき職員1人を配置すること」となっていますが、現行における兵庫県の基準では、「児童25人につき職員1人を配置することが必要」となっており、国の基準に上乘せがなされています。

また、「幼保連携型認定こども園における共通利用時間の学級編制」における3歳児についても、同様に「児童25人につき職員1人を配置することが必要」となっています。

次に、保育所部分に相当する長時間利用の4・5歳児について、国の案では「児童30人につき職員1人を配置すること」となっていますが、本市の保育所認可基準においては、「児童20人につき職員1人を配置すること」となっており、国の基準に上乘せがなされています。

また、1・2歳児についても、先ほどの「小規模保育事業」で説明したとおり、国基準を上回る配置で運用しています。

したがって、現行の西宮市や兵庫県の基準が国の基準に上乘せしていることとの関係について、職員確保の問題も踏まえて、ご意見をいただきたいと思います。

次の24・25ページをご覧ください。

中段の「園舎・保育室等の面積」については、国の案では、「園舎は幼稚園基準を満たし、かつ乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室は保育所基準を満たすこと」とされています。現行の保育所に関する国の基準では、「乳児室は児童1人につき1.65㎡を確保することで足りる」とされていますが、西宮市の保育所認可基準では「3.3㎡を確保すること」となっており、国の基準に上乘せがなされています。

また、兵庫県の幼稚園・幼保連携型認定こども園の基準でも、園舎のうち、「保育室を53㎡以上、原則として専用の遊戯室を100㎡以上確保すること」となっており、国の基準に上乘せがなされています。

こうした基準についても、「幼保連携型認定こども園」で上乘せするかどうかについてご意見をいただきたいと思います。

このほか26ページ以降の「運営に関する基準」については、おおむね現行の西宮市や兵庫県の基準と同様の内容となっています。

28ページ以降には、現行の幼稚園や保育所から新たな幼保連携型認定こども園に移行する場合の特例について記載しています。

こうした既存の施設からの移行については、「設備に関しては、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮して、特例を設けること」とされていますが、設備以外の基準については、「特例を設けないこと」とされています。

また、現行の幼保連携型認定こども園からの移行についても、「設備に関しては、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用すること」とされていますが、設備以外の基準については、「特例を設けないこと」とされています。

こうした既存施設からの移行特例については、市町村で緩和することができない、「従うべき基準」として整理されています。

説明は、以上です。

座長 ただいま事務局から「幼保連携型認定こども園の認可基準」について説明がありました。

これは大変膨大なものですので、本日お決めいただくことはできないと思います。第3回WGでもご意見をいただきたいと思いますので、本日は、確認しておきたいことや質問したいことがあればお願いします。

委員 幼保の一元化から始まった認定こども園ですが、今は三元化になりつつあるというのがもっぱらの話です。国は、これを待機児童対策としてつくったのか、みんなが幼稚園・保育所の区別なく入れる施設としてつくったのか、よくわからなくなってきているなど私は感じるのです。それなのに、こども園の制度だけが先走っているような感じで、いざ各市町村がこれに取り組まなければいけなくなると、何が目的でこれをしていくのか、各施設が認定こども園になるように持っていくのか、そうではないのか、「こういう制度がありますから、よかったからどうぞ」ということなのか、わけがわからなくなってきたなと感じています。



西宮市の考え方として、待機児童対策のために使うと言うのであれば、待機児童がいなくなったときにこれをどうするのかということも考えなければいけないでしょうし、幼稚園・保育所の隔たりなく、行きたい施設に子どもたちが入れるようにすると言うのなら、そういった方向で進めていかなければ、この制度が、「どちらが得か」で選ばれていったり広がっていくような可能性も感じています。ですから、できれば「西宮市としては、幼保連携型認定こども園をこういう方向性で進めていくのだ」という考え方をつくっていただいて、これに当たっていただければありがたいと思います。

座長 内田委員が言われたとおり、これは、民主党政権のときに始まったことで、すべての幼稚園も保育所もこれに移行するはずだったのですが、政権も交代し、3つの制度になり、この制度を強力に進めるようになるのか、どれでもいいとするのか、公定価格が決まるとわかるとは思いますが、今は見えない状況です。

次回ということでもよろしいですか。

委員 公定価格が出なければ難しいとは思いますが、お金ということではないので、もう少し明確に出していかないと、二元化でもややこしかったのに、三元化になっていきますからね。

座長 過疎地では、幼稚園と保育所をそれぞれで維持することは難しいので、この形でいくことになるのですね。

事務局 認定こども園の件ですが、市としては、今の段階では、幼稚園が認定こども園に移行するという流れもある中で、一定そういうものも整理していかなくてはならないと考えています。現段階では、保育所の待機児童が多い中で、それを少しでも改善するため、また、認定こども園の制度趣旨を踏まえた上で運営していくということもありますので、いろいろな目的を踏まえながら考えるべきではないかと思っています。西宮市は過疎地ではないので、西宮市の場合は、あくまでも子どもたちの受け皿と、内容的なところの連携を図るものとして制度を整理して行って、その中で、例えば幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、それを活用して移行していただくことが必要になってくるのかなと考えています。

そのあたりは、もう少し整理していきたいと思っています。

委員 先ほどの津田参与のお答えでは、言葉は並べてくださったのですが、わかりません。子どものために何がいいのかをもっと西宮市独自で考えてほしいなと思うので、そのための意見を言ってもいいのなら、どんどん言っていきたいと思っています。

委員 この表の見方がよくわかりません。これは、関係するところだけを出して、西宮市として幼保連携型でどういう基準を考えていこうかという提案がないと議論しにくいと思います。それは後でいいですから、見方だけ教えていただければと思います。

事務局 奥野委員が言われているのは、現状はこの表で、市としてどういう案なのかというご質問かと思しますので、そこは次回までに整理して、もう少しわかりやすい形でお示ししたいと思います。

座長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

座長 時間を延長して申しわけありません。本日の議事は、これで終了したいと思います。

ます。

まず、「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」と「小規模保育事業の認可基準」については、皆様方からご意見が出されましたので、本日の協議内容を取りまとめて、2月17日の子ども・子育て会議で報告したいと思います。特に、「放課後児童健全育成事業」に関しては、保育所の定員が増える中で今後どうするかという状態で、いつまでにどうするかという点はお示しいただきたいということ。「小規模保育事業」に関しては、連携保育所をバックアップして、いい保育をするようにしていただきたいということ。それから、最初の「支給認定基準」ですが、「事由」に関しては国の示したものを取り入れる、ただし、育児休業の取扱いなどでは市のほうが緩やかですので、それは維持する。「区分」に関しては、当面、現行の市の1カ月64時間(一日4時間以上かつ週4日以上)を原則とする。「優先利用」に関しては、生活保護や失業など、これまで西宮市では入っていない事由も取り入れて、現行の西宮市にあるそのほかのひとり親世帯や単身赴任などの優先利用は維持する。認定要件に関しては、市独自のものを取り入れるという形で子ども・子育て会議に出したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 「小規模保育事業」のところで、「連携保育所」ではなく、「連携施設」ではないかと、認定こども園のことは考えないことになってしまいます。

事務局 この部分については、現在やろうとしている事業の内容においては、西宮市の現状ではまだ認定こども園が数少ない状況がある中で外しているという面がありますので、今後、そういうものが出てきたときに連携施設に含めるべきではないかなれば、それは議論の一つとして上げていただければと思います。その上で、子ども・子育て会議で「盛り込むべきだ」となれば、方向性としては問題ないと思います。

もう一つ補足ですが、4ページの「支給認定基準」について、「虐待やDVのおそれがあること」は、現在、西宮市では第7号の「市長が認める～」でカバーしているのですが、「虐待やDVのおそれがあること」をその中に含めることがいいのかという問題もあります。それを号立てして明記した形でやっていく方法もあると考えています。明記すれば、「そういうことも考えていますよ」と外に向かって出せるのかなと考えています。

あと、「区分」について、保育短時間利用の下限を48時間にしてしまいますと、一日4時間で3日間出ればクリアしてしまいますので、現状の一時保育でもカバーできる人たちが入ってきてしまうこととなりますので、逆にもっと長時間働いている人が入れなくなることも生じてきます。国のほうでは10年間の移行措置としていますが、そういうところまで認めてしまうことは問題があると考えています。そうなると、64時間ぐらいをベースにするほうが妥当なのかなと市としては思っていたところです。本日のご議論では64時間という線を出していただきましたので、そのあたりがベースだろうなと思っているところです。

委員 48時間ではなく、64時間を下限にする場合、西宮市の行政として、公的な立場で一時保育を充実させるという考えをしっかりと持ってもらわないと、結局は認可外しか選択肢がなくなってしまうわけです。64時間を下限にするのなら、一時保育の充実をしっかりと図ってほしいと思います。

事務局 そういうことがありましたら、子ども・子育て会議のほうでご意見として言っていたら、それがなければ48時間にするのかという議論になると思います。

座長 横浜市の場合も、要件を満たさないお母さんも預けたいとなったときに、本当は週3日勤務でいいのに、わざわざフルタイム勤務にして、要件を上げている人もいます。それを解消するためにも、保育所を増やすだけでなく、安心していつでも使えるように一時保育をつくれば、認可保育所だけに保育ニーズが集中することが減るのです。待機児童解消は、保育所を増やすだけでなく、それ以外の選択肢を増やすという幅広いアプローチがないと解決しませんので、ぜひそのように考えていただきたいと思います。

委員 私も同感です。

委員 「おおむね64時間」となっていますが、「一日4時間かつ週4日」はなくなるということなのですか。

座長 今の感じではそうではないです。待機がいる状態では、それをなくしてしまうと、ニーズ要件のもっと高い人が入れなくなるので、当面は西宮市の現行でということなんです。

そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 本当にありがとうございました。

次の第3回WGでは、最後に説明いただきました「幼保連携型認定こども園の認可基準」から議論を進めたいと思います。そのほか、本日は出てきていません「確認の基準」と、「小規模保育事業」以外の「地域型保育事業」の認可基準を取り上げて、国の基準を参考に協議したいと思います。また、公定価格や利用者負担については、今月から国で議論が始まります。ですから、私たちの予定では、第4回WGで取り上げることができれば、27年4月からの準備に間に合うと思いますので、よろしく願います。

それでは、「その他」として事務局から何かありますか。

事務局 冒頭にも申し上げましたが、次回以降の基準等検討WGの開催については、子ども・子育て会議の日程調整とあわせて日程調整させていただきたいと考えていますので、よろしく願います。第3回は4月上旬から中旬にかけて開催したいとは思っています。第4回については、ロードマップでは5月となっていますが、座長がおっしゃったとおり、公定価格の議論がどこで決まるのかも見据えて、日時の設定については事務局で調整したいと思います。

次回以降も、資料については会議開催の1週間前ぐらいにはお送りする予定です。次回にご協議いただきます「小規模保育事業以外の地域型保育事業の認可基準」、「確認」の基準については、参考資料集には載せていますので、ご覧ください。

事務局からは以上です。

座長 皆様方、長時間どうもありがとうございました。今後ともよろしく願います。

これで閉会します。ご協力ありがとうございました。

〔午後9時15分 閉会〕

【委員出席者名簿 8名】		【事務局出席者名簿 17名】	
所属団体・役職名等	氏 名	所属・役職	氏 名
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	【健康福祉局】	
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大	こども部長	川戸 美子
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	健康福祉局参与(子育て支援担当)	津田 哲司
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	子育て企画課長	楠本 博紀
公募市民	北村 頼生	児童・母子支援課長	西岡 秀明
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	保育所事業課長	廉沢 裕和
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田 公美	参事(保育指導担当)	婦木 雅子
にしのみや遊び場つくり会 代表	米山 清美	児童福祉施設整備課長	緒方 剛
		参事(児童発達支援センター・政策担当)	佐々木 秀樹
		子育て総合センター所長	増尾 尚之
		わかば園事業課長	岡崎 州祐
		【教育委員会】	
		学校教育部長	垣内 浩
		学事・学校改革課長	中西 しのぶ
		学校教育課長	大和 一哉
		特別支援教育課長	中畑 尚子
		学校管理課長	保城 勝則
		教育職員課長	加藤 周司
		西宮市立幼稚園長会会長	大江 嘉津子